

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.273

(2024.08.06)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和6年7月大雨災害義援金」(中央共募)の募集について

1 趣旨

令和6年7月24日から大雨により、東北地方において洪水や河川氾濫等による人的及び家屋への甚大な被害が発生し、秋田県・山形県の市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年7月大雨災害義援金」

3 受付期間

令和6年8月2日(金)から令和6年12月27日(金)まで

※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。

※詳細につきましては、別添募集要綱をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理については2ページ目をご覧ください。

(ご注意)

「領収書希望者名簿」の様式が変更となっています。

さらに、この領収書発行は、寄付金控除申請(確定申告)時に必要な領収書発行を希望される、個人・法人を対象とさせていただきます。それ以外については、貴会の地区領収書をもって領収書に代えてください。よろしくお願いいたします。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和6年7月大雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「領収書希望者名簿」によりお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和6年7月大雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。